# カナダ間接税制の最新動向

Issue 174, May 28, 2021

## In brief

デジタル経済が拡大する一方で、政府の税収確保、また、国内事業者と国外事業者との間の公平な競争環境の確保の観点から、カナダでは連邦レベルおよび州レベルで物品サービス税(Goods and Service Tax: GST)などの間接税制度の改正が行われています。カナダ市場向けに商品やサービスを提供している事業者にあっては、現地の間接税登録および納税義務への対応について留意する必要があります。特に注目すべきは、カナダ国外の事業者について、ブリティッシュコロンビア(BC)州とマニトバ州の州売上税(Provincial Sales Tax: PST)、および、連邦レベルの間接税である GST/統合売上税(Harmonized Sales Tax: HST)の登録義務が適用されるという点です。

## In detail

# 1. カナダ国外のデジタル事業者に対する GST/HST の新ルール(2021 年 7 月 1 日から適用)

現行の GST/HST ルールでは、カナダ国内において(通常は物理的拠点を通じて)事業を行っていない限り、 国外の事業者は GST/HST 上の登録義務はありませんでしたが、2021 年 7 月 1 日以降は、一定のデジタ ルサービスを提供する国外事業者に GST/HST 上の登録義務が生じます。新制度の概要は以下のとおり です。

- カナダ国内の消費者に対して一定の無形資産の提供またはサービスを提供する国外のデジタル事業者に対して、新たに導入される簡易的 GST/HST 制度に基づいた登録が求められ、消費者から GST/HST を徴収して納税する義務が生じます。
- デジタルプラットフォームを通じて個人用住居を短期宿泊施設として提供する場合も、GST/HSTの 適用対象となります。
- カナダ国内のフルフィルメント倉庫から販売される有形の商品の提供について、①カナダ国内の消費者に対して直接販売する国外事業者、および、②GST/HST 非登録事業者の販売を仲介するオンラインマーケットに対して、新しい GST/HST ルールが適用されます。

詳細については、以下 PwC カナダ発行のニュースレター(英語のみ)をご参照ください。

<u>Tax Insights: New GST/HST regime for non-resident vendors of digital products will be effective July 1, 2021</u>

# 2. ブリティッシュコロンビア州の州売上税

2021年4月1日より、BC 州の非居住者が以下の取引をBC 州内での消費または使用のために顧客に提供する場合、原則として、BC PST の登録義務の対象となります。

- BC 州の非居住者であるカナダ国内事業者が行う課税資産の販売
- BC 州の非居住事業者(カナダ国外事業者を含む)が行うソフトウェアまたは電気通信サービスの 販売



登録義務は、年間売上金額が 10,000ドル以上の場合です(過去 12カ月の実績または将来 12カ月の見積りの売上により判定)。登録事業者は、BC 州内の顧客から BC PST を徴収して納税する必要があります。

# 3. マニトバ州外事業者の PST 登録要件

マニトバ州では、2021年12月1日より、下記サービスについてPSTが適用される見込みです。

- 音声・動画ストリーミングサービス
- オンラインマーケットプレイスを通じて第三者が販売する課税対象商品の販売
- オンラインプラットフォームを通じて行われる課税対象の宿泊予約

これらのサービスをマニトバ州内消費者に対して提供する事業者あるいはマーケットプレイス/プラットフォーム事業者は、マニトバ州内の物理的拠点の有無にかかわらず、マニトバ州 PST を徴収・納税することが求められます。

#### 4. ケベック州売上税

2019 年以降、ケベック州の消費者に対して無形資産またはサービスの提供を行うケベック州外事業者(カナダ国外事業者を含みます)は、ケベック州売上税(Québec Sales Tax: QST)の登録義務があり、消費者から QST を徴収して納税することとされています。加えて、ケベック州外のカナダ国内事業者、および GST/HST に登録されているカナダ国外事業者は、ケベック州内における有形の商品の販売について、QST 徴収の対象とされています。

上記の連邦レベルでの GST/HST に関する改正提案を受け、ケベック州政府は、連邦政府と連携し、新たに GST/HST の課税対象となる取引について、QST の課税が GST/HST と調和的なものとなるよう、制度 改正を目指すこととしています。ケベック州政府は特に、フルフィルメント倉庫(配送業務に係わる倉庫)を介した国外商品の販売および、宿泊プラットフォームを通じて提供される短期宿泊サービスに対する QST の 徴税確保を目指しています。

# Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問 い合わせください。

## PwC 税理士法人

間接税サービスチーム

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2番 1号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー 村上 高士 ディレクター 溝口 豪

マネージャー 佐々木 知也

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の 申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供していま す。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワ 一クに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は <u>www.pwc.com</u> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see <a href="https://www.pwc.com/structure">www.pwc.com/structure</a> for further details.